

平成31年度第1回御船町議会定例会（4月会議） 議事日程

平成31年4月11日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

4番 中城 峯雄 君

11番 沖 徹信 君

第2 会期の決定

第3 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第4 報告第1号 専決処分の報告について

第5 報告第2号 専決処分の報告について

第6 報告第3号 専決処分の報告について

第7 報告第4号 専決処分の報告について

第8 議案第1号 平成31年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

第9 同意第1号 御船町監査委員の選任について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 聖 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯雄 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 池田 浩二 君 8番 塚本 勝紀 君

9番 田中 隆敏 君 10番 沖 徹信 君

11番 井本 昭光 君 12番 岩田 重成 君

13番 藤川 博和 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	藤 木 正 幸 君	教 育 長	本 田 恵 典 君
総 務 課 長	藤 野 浩 之 君	企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君
税 務 課 長	上 村 欣 也 君	町 民 保 険 課 長	宮 関 尚 文 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君
復 興 課 長	島 田 誠 也 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	本 田 太 志 君
農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	上 村 清 美 君	学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君
社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） ただ今から、平成31年度第1回御船町議会定例会4月会議を開会します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤川博和君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、中城 峯雄君、10番、沖徹信君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定について

○議長（藤川博和君） 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

御船町議会定例会期は通年議会の関係から、本日から翌年3月末までとなっています。議会の任期満了が4月29日となりますので、会期を本日から4月29日までの19日間としたいと思います。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から4月29日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から４月29日までの19日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第３ 諸報告

○議長（藤川博和君） 日程第３、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

閉会中における諸般の報告を行います。

議会運営委員会を４月２日に開催し、各種案件、定例会４月会議の進行などについて協議いたしました。第１回御船町議会定例会４月会議の議事日程は、４月11日の１日間と決定しました。議会全員協議会を４月５日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査２月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

今年３月31日付けの退職者は12人で、内訳は定年退職が６人、応募認定退職が４人、普通退職が２人となっています。３月29日に退任式を行い、退職者へ退職辞令を交付しました。また、４月１日付けの新規採用職員は９人となっており、これに加え再任用職員２人、任期付職員３人を新たに採用し、合計14人を各課に配属したところです。

なお、４月１日付けで機構改革を行い、まず復興課を新設しました。熊本地震の被災者生活再建支援事業を推し進めるため、課内にはソフト事業を担う復興推進係と、建設から移設した住宅係の２係を設けました。住宅係では、既存公営住宅関係全般のほか、災害公営住宅関連の事務も担当いたします。また、企画財政課復興推進係は、企画係に名称を変更し、総合計画や総合戦略など計画調整部門を担当させます。

次に、企画財政課について報告します。

平成30年12月に九州中央自動車道小池高山インターチェンジから山都中島西インターチェンジ間の供用開始に伴い、工事用道路返還に向けた地権者説明会を3月26日から29日まで、全7路線を対象に実施しました。説明会には、国土交通省熊本河川国道事務所をはじめ、町企画財政課、建設課、農業振興課からも出席して、当時の覚書の内容に沿って路線ごとに対応していくことを説明しました。現在、地権者への意向確認を目的としたアンケートを実施しており、今後は地権者の意向と区としての総意をもとに工事用道路の取り扱いを決定していく方針であります。

次、税務課について報告します。

平成31年度の申告を、平成31年2月15日、金曜日から3月15日、金曜日までの期間で実施しました。申告期間中2,000人を超える町民の方々が申告に訪れました。今後は、町県民税をはじめとする町税の新年度課税に向け適正な事務処理を行ってまいります。

次に、こども未来課について報告します。

桜が咲き始めた3月23日、公立2園で卒園式が行われ、児童らは元気に卒業証書を受け取り、保護者らに成長した姿を見せていました。また、私立5園も3月中に卒園式を行い、平成最後となる92名の卒園児を無事送り出し、式後は成長した我が子の姿に涙を浮かべる保護者の姿も見られました。

なお今年度の認可保育所は、定員765名に対し、公立158名、私立534名、合計692名でスタートし、公立2園は4月6日、私立5園も4月6日から8日の間に入園式を行いました。

次に、福祉課について報告します。

高齢化や人口減少が進む中で、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められています。本町独自のシステムとして、地域住民が主体となり、地域づくりによる介護予防事業を推進しています。昨年度はこの事業に295名の高齢者が参加し、その活動を支える介護予防生活支援サポーターは377名が登録されています。本年度も4月8日を皮切りに元気クラブがスタートしました。また、町民憩の家眺世庵も4月1日より開館しました。近隣地区の総会やサロン、介護予防事業の会場として利用が始まりました。地域住民の福祉の向上につながるよう努めてまいります。

次に、復興課について報告します。

平成31年3月末時点の仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が228戸で507人、借上型仮設住宅が130戸で334人、合計358戸の841人となっています。今後、災害公営住宅の完成及び木造仮設の利活用により仮設入居者の再建が徐々に進んでいくことになります。

平成31年1月開催の第31次義援金配分委員会により新たに住民税非課税世帯への義援金の追加配分が決定されたことを受け、4月24日、水曜日より申請受付を開始します。対象者には全壊または半壊、大規模半壊の解体世帯に20万円、半壊、大規模半壊で未解体世帯には10万円が熊本県より配分されることになります。

御船町で初の災害公営住宅となる古閑迫団地の竣工に伴い、3月22日に現地にて竣工式を開催しました。式には来賓として坂本哲志衆議院議員や小野副知事の御臨席を賜り、入居者や地元関係者、工事関係者など、約50人の出席がありました。10世帯17人が4月18日から順次入居を予定しています。また、一丁目第Ⅱ団地についても竣工の運びとなり、4月19日に現地にて鍵渡し式を開催する予定です。20世帯32人が順次入居を予定しています。顔合わせ会や交流会を通じて、災害公営住宅でのコミュニティ形成支援を図っていきたいと考えております。

次に、健康づくり支援課について報告します。

平成31年度御船町健康診査の申請希望を実施しました。健診は毎年受診することで、自分の健康状態が確認できるとともに、病気の予防と早期発見ができます。多くの町民が受診されますよう、議員各位からも声掛けをよろしくお願いいたします。

次に、4月3日に母子健康推進員に昨年より2名多い18名の方に委嘱状を交付しました。早速、昨日行われた乳幼児健診において受付業務や新米ママさんにアドバイスを行ったり相談に応じたりしてもらいました。今年も被災者に寄り添い、子どもからお年寄りまで町民の健康増進に努めてもらいたいと思います。

次に、農業振興課について報告します。

国の補助事業制度である平成31年度経営所得安定対策等交付金制度についての地区説明会を、3月14日、15日、18日の3日間で町内10カ所を回り実施しました。2019年産の米の作付目安を本町は530ヘクタールの2,819トンと設定し、交付金申請に伴う営農計画書を、水田にて耕作される各農家に対し、4月2日に配付しました。また、3月の行政報告でも報告しました若手農家がくまもと里もんプロジェクト推進事業を活用し開発したアイスクリーム「デトレタ」が4月27日から観光交流センター内で販売を開始されると報告を受け

ております。御船町を代表するような商品になることを期待しております。

次に、商工観光課について報告します。

上野吉無田インターの開通により吉無田高原への交通アクセスが格段とよくなったことから、県内外問わず、多くの観光客を呼び込むよう、4月13日、14日に開催しますC J くまもと吉無田MTB大会をはじめ、夏期にトレイルラン初開催など、吉無田高原を中心にさまざまな施策に取り組んでまいります。

また、大型連休では、恐竜博物館を中心に観光協会と連携・協力し、子ども向けのイベント及び化石発掘体験等を開催し、町内への回遊及び滞在時間の延長による賑わいの創出、消費拡大を目指します。

次に、御船町認定特産品「御船のいさぎ」については、3月7日に第3回目の認定審査会を開催し、新たに5業者、8品目が認定されました。今後さらに知名度アップに向けて観光協会、商工会と連携し、特産品のPRや販売促進に向けた勉強会、講習会等を重ね、販路拡大に向け取り組んでまいります。

次に、環境保全課について報告します。

水道事業において、昨年9月より着工しました中央監視装置改修工事が3月末に完了しました。総事業費は1億5,120万円です。この改修で新たに採用した無線LAN方式により、雷害、風水害の被害が受けにくくなり、情報伝達の遅れによる断水事故の減少が見込まれ、また通信費等の維持管理費を大幅に削減することができるようになりました。

次に、学校教育課について報告します。

平成31年4月9日に入学式があり、小学校6校に159名、中学校に143名が入学しました。小学校974名、中学校388名、合計1,362名の子どもたちが気持ちも新たに、平成31年度の学校生活をスタートしました。充実した1年を過ごすことができるよう、期待しています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

日程第 8 議案第 1 号 平成31年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 同意第 1 号 御船町監査委員の選任について

○議長（藤川博和君） 日程第 4、報告第 1 号、「専決処分の報告について」から、日程第 9、同意第 1 号、「御船町監査委員の選任について」まで 6 件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第 1 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定により軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第 9 号、工事請負変更契約の締結について。

報告第 2 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第10号、工事請負変更契約の締結について。

報告第 3 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第11号、工事請負変更契約の締結について。

報告第 4 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第12号、工事請負変更契約の締結について。

議案第 1 号、平成31年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）。平成31年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ396万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,668万3,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

同意第 1 号、「御船町監査委員の選任について」。御船町監査委員に次の者を選任した

いので、地方自治法第186条第1項の規定に基づき議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字滝尾601番地。2、氏名、吉川勲。3、生年月日、昭和24年7月10日。提案理由。監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、私から報告第1号から4号まで専決処分の報告について説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。

御専第9号、工事請負変更契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（上野①）工事について、次のとおり請負変更契約を締結した。

1、工事名です。災害関連地域防災がけ崩れ対策（上野①）工事。変更内容。1点目が法面工事において繁茂していた樹木伐採後の現地測量結果により、法枠工の延長及び植生・・・吹付面積を変更したことによる増額です。2点目です。仮設工において、工事用搬入路私道のコンクリート舗装枠が破損する恐れがあり、さらに地権者からの要望により敷鉄板を敷設したことにより増額となります。工事場所は御船町大字上野地内です。当初契約額1億3,284万円。変更契約額373万1,133円の増額です。変更後の契約額が1億3,657万1,133円。契約の相手方、御船町大字七滝2062番地、有限会社井本土木建設です。

なお、詳細につきましては議案書等説明資料精算版の議案書説明資料に記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。御専第10号、工事請負変更契約の締結について。災害関連効果促進事業（陣②）工事について、次のとおり請負変更契約を締結した。

1、工事名、災害関連効果促進事業（陣②）工事。変更内容としまして、1点目が、ブロック積工における間知ブロックAイコール44.0平方メートルを中型ブロック施工へ変更したことによる増額。2点目が、地域外労働者確保に要する費用計上による増額となっています。工事場所は御船町大字陣地内です。当初契約額4,708万8,000円、変更契約額が380万9,641円の増額となっております。変更後の契約額が5,089万7,641円。契約の相手方は御船町大字滝尾135番地の1、明和建设株式会社です。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。御専第11号、工事請負変更契約の締結について。普通河川山井手川河川災害復旧工事について、次のとおり請負変更契約を締結した。

1、工事名、普通河川山井手川河川災害復旧工事です。変更内容として、1点目、河川ブロック積工の床掘時において地盤が軟弱で土砂崩壊の発生が続いた。最後の工程となる工事用仮設道路の撤収について、工事期間内完了が見込めなくなったことにより次年度で対応するための減額となります。2点目が、掘削等土工について、現地河川管理道路の地盤が軟弱であったため、大型機械の搬入が困難であったことから、小型機械施工へ変更したため、単価更生に伴う増額となっております。工事場所は御船町大字陣地内です。当初契約額6,717万6,000円、変更契約額129万6,482円の減額です。変更後の契約額が6,587万9,518円。契約の相手方、御船町大字滝川712番地、株式会社東生企業です。

続きまして9ページをお願いします。御専第12号、工事請負変更契約の締結について。町道小坂線秋只橋橋梁災害復旧工事について、次のとおり請負変更契約を締結した。

1、工事名です。町道小坂線秋只橋橋梁災害復旧工事です。変更内容、1点目、アスファルト舗装工事について、熊本地震により被災していた舗装影響範囲の数量増による増額。2点目です。工事施工に起因する隣接新築家屋への損傷が懸念されたため、家屋調査を実施したことによる増額。3点目が、縦坑掘削土留めについて、床付高を浅くしたことで土留め方式を変更したことによる減額となっています。工事場所は御船町大字小坂地内です。当初契約額9,309万6,000円。変更契約額54万8,994円の増額です。変更後の契約額が9,364万4,994円。契約の相手方、熊本市東区榎町7番17号、株式会社アイエスティー。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から議案第1号、平成31年度御船町一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。予算書をお手元にお開きください。補正予算書の7ページをお開きください。

歳出になります。2款、総務費。1項、総務管理費。10目、企業誘致費。補正額396万1,000円です。まず、9節、旅費として控訴審出廷に係る弁護士日当5回分16万4,000円。次に、13節、委託料として、前町長に対する損害賠償請求訴訟控訴審に係る弁護士委託料376万2,000円。次に、14節、使用料及び賃借料として、控訴審に係る職員用高速道路使用料5回分3万5,000円を計上しております。財源については、財政調整基金からの繰入金で補填しております。今回、上程しました補正額396万1,000円については、竹バイオマス事業への補助金支出に対する住民訴訟判決に基づき、町が前町長に対し、9,279万3,000円の支払いを求めた損害賠償請求訴訟の判決が平成31年3月4日に熊本地方裁判所で言い渡され、町の主張が全面的に認められました。しかし、前町長は3月13日に、この判決に納

得できないとして控訴されましたので、町は応訴の手続きに入るため予算を計上したものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○総務課長（藤野浩之君）　続きまして、同意第1号、御船町監査委員の選任についての説明を行います。監査委員につきましては、先ほど住所、氏名については町長より説明があったとおりであります。また、今回吉川勲氏の主な経歴につきましては、議案説明資料に記載のとおりであります。吉川氏におかれましては、御船町役場職員として長年勤務をされております。平成20年12月に退職をされており、在職中は数多くの課長職を歴任されており、行政経験も豊富であります。また、関係法令にも精通されておられる方だと認識しております。また平成30年3月までは上益城郡医師会の事務長として勤務をされております。

以上の理由によりまして、御船町監査委員に適任であると判断しまして、今回同意案件として提出させていただくものであります。

○議長（藤川博和君）　これで、提案理由の説明を終わります。

日程第4、報告第1号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（田中隆敏君）　議案書の7ページの分ですが、確認をさせていただきたいと思います。

一括ではないですか。はい、それでは後でします。

○議長（藤川博和君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第5、報告第2号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第6、報告第3号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（田中隆敏君） 確認ですけれども、ここに地盤が弱かったりということでありまして、現状としては大変な工事だったと思います。そういう中で、延長して、年度も超えましたけれども、ここに次年度で対応すると書いた減額になっておりますけれども、今現在の完成の状況はどうなのでしょう。

○建設課長（野口壮一君） 前回の議会の全員協議会で説明をさせていただきましたが、現在の状況としては、検査時において一部手直し工事を指示をしております。それから、関連の耕作者の方々への説明をした際に、もともと水路に下りる階段があったということで、それを復元してくれということで要望がありましたので、この修復も一部やっております。今の工程からいきますと、来週いっぱいをめどに工事を完了して、最終確認ということになります。まだ工事の後が散乱している状況もありますので、その辺は責任を持って町でも確認して進めていきたいということで考えております。

○9番（田中隆敏君） 2点の部分、要するに手直しの部分は地元の要望、これはもうやっておられますので、現場を見ました。そうすると、もう1カ所が、設計がいいのか悪いのかわかりませんが、農道の幅員が狭くなっている。そこも完了したわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 今の段階で基礎ブロックを敷きならして、それからこの中型ブロックを4段ほど積み上げます。工期的にそう期間がかかることはありません。原因として何でこういうふうになったかということです。1つは、設計が川底の幅と、それから管理用の道路幅あたりを設計はしておりますが、一番要因としてあったのが、やはり丁張を出した段階で、町の確認を、向こうからの、これは1カ所、2カ所大体丁張を出したときに確認をするわけなのですが、そこがうまくできてなかったというのも1つの要因で、今手直し工事をさせているということになります。

○9番（田中隆敏君） 測量というのは、目測で測量をするわけではありませんでしょう。性能のいい機械を使って測量をして、今言う丁張を設置するわけでしょうけれども、目測で、見た目でかなりのずれがあったというふうに私も現場を見ましたけれども、これから先、また再工事をしないような、そういう測量とか、そういう工事のあり方とか、そういうのをやっていただきたいと思います。そうすれば、期間内に工事が終了するような、そういうことを目指してお願いをしたいと思います。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。以上で、本件の報告を終わります。

日程第 7、報告第 4 号、専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第 8、議案第 1 号、平成31年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5 番（福永 啓君） 先ほど企画財政課長から、町の主張が全面的に認められたというお話がありました。今回の裁判につきまして、町は何を主張し全面的に認められたのか、また、判決の主文に至る理由等々を簡略に、裁判の概要について御説明ください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、今回前町長は放置竹林等の再生等を目的とする竹バイオマス事業を実施するため、国から、平成20年度地域バイオマス利活用交付金 2 億9,279万3,000円の交付を受けまして、事業実施主体である御船町竹資源開発株式会社に補助金を交付されました。しかし、御船竹資源開発株式会社は予定していた事業費の 2 分の 1 に当たる補助金以外の資金を調達することができなかったため、この事業の実施は中止となりました。このことによりまして、町は御船竹資源開発株式会社から補助金の返還を受けないまま事業の実施が中止になった以上、国からの交付金を返還する必要があると考え、自主的に返還しました。

平成23年 6 月に、この補助金をめぐり地方自治法第242条の 2 第 1 項 4 号に基づき、町の執行機関であった当時の町長に対する債権不履行また不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するよう求める住民訴訟が提起され、平成26年10月に当時の町長に9,279万3,000円の支払いを求める請求をすることを命じる判決が言い渡されました。今回の損害賠償請求訴訟は、住民訴訟の判決に従って、前町長に対し9,279万3,000円の支払いを請求しましたが、納期限までに支払われなかったため、地方自治法第242条の 3 第 2 項の規定に基づき提訴したものであります。

○5 番（福永 啓君） 判決理由の内容を。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

3月4日に熊本地方裁判所にて判決が言い渡されております。判決の内容につきましては、3つあります。まず1つ目です。前町長は町に対し9,279万3,000円及びこれに対する平成23年1月31日から支払済みまでの年5歩の割合による金利を支払いなさいというのが1つです。2つ目、訴訟費用は前町長の負担とする。3つ目が、その判決は第1項に限り仮に執行することができる。この3つが今回の判決の内容となっております。

○5番（福永 啓君） 私が言ったのは、判決理由です。その主文を書くに至った理由は判決の中にはきちっと書いてあるですね。なぜこういう主文を書くに至ったか、その理由の内容をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回、町は裁判を起こすときに、前町長に9,279万3,000円と年5歩の支払いを求める訴訟を起こしております。それに基づきまして、仮執行もできるような要求をした訴訟を起こしていました。それに基づきましてこの判決が至ったと思っております。

○5番（福永 啓君） ちょっと私の説明が悪かったのか理解していただけなかったみたいで、その判決に至る理由が書いてありますよね。判決文の中に、なぜそういう主文を書くに至ったかと。逸脱とかそういう違法行為とか、そういうことが最後に書いてあったかと思うんですが、それをなぜ、裁判所がこれこれこれだからこの判決文を出しましたという理由が判決文の中に書いてあると思うのですが、それだけの理由だと思うのです。それをわかりやすく答弁いただきたいと思うのですが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 大変申し訳ありません。

説明いたします。「本件支出にかかる被告の裁判判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであって、裁量権を逸脱したものとして違法というべきであり、これまでに説明したとおり被告の認識した事情をもとに検討しても、その判断は合理性を欠くものであるから、本件支出についての被告の過失も認められる」というのが判決に至った内容になっています。

○5番（福永 啓君） 一番肝はそこなんですよね。今最初は制度の説明をしていただいて、なぜその判断が出たのか、裁判所が出したのかというのが、その理由ですから、そのように判断及び出た、逸脱しており違法であるというのを裁判所がきちんと示されたわけです。それに基づいて、それは前回もそうなのですが、今まですべて裁判、住民訴訟1回、裁判は2回あります。それと同じような違法性、逸脱性の指摘がされているわけなのです。

ね。ですので、そのあたりをしっかりと踏まえた上で今後控訴していただきたいと思います。

そして、主文が3つありましたよね。それでやはりなかなかわかりにくいと思うのです。最初に5歩の利子を、5歩を加えてと書いてある。裁判費用は被告人の負担とする。そしたらどこまでが裁判費用なのか。3つ目が仮執行宣言、仮に執行することができる。仮に執行することができるとは何ぞやというのがあります。この3つの主文です。それをわかりやすく説明していただけますか。今、5歩の利子とは何でどれだけあるのかとか、裁判費用とは何なのかとか、3つ目ですが、仮執行宣言とは何で、今から町はどのようなことをしようとしているのかとか、そこを説明お願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の主文が3つあります。まず1つ目が、前町長が町に対して9,279万3,000円及びこれに対する平成23年1月31日から支払済みまでの年5歩の割合による金利を支払えと、これに対しましては、町で仮に負担しております、平成31年3月31日に支払った場合として試算した場合、さっき言いました元金が9,279万3,000円あります。それに年5歩といいますと、計算しましたところ3,786万7,170円となります。支払済みが3月31日とした場合です。平成23年1月31日から31年3月31日に支払った場合ですと、3,786万7,170円、これを合わせました金額が大体1億3,666万170円となっております。年間に大体469万3,000円程度の遅延損害金が発生したということになります。

次に、訴訟費用は前町長の負担とするとあります。これにつきましては、訴訟費用については印紙代とか郵便切手代、そして証人の旅費等が請求対象となりまして、弁護士の費用、弁護士への委託料は請求することはできないとなっております。まず、印紙代が29万9,000円、それに予納の郵券代が6,000円であります。その後、その費用請求するためには裁判所で訴訟費用確定処分の手続きが必要となってきます。

次に一番下、3番目です。この判決は第1項に限り、仮に執行することができるということに関しましては、仮執行宣言付判決文といいます。判決が確定しなくても、強制執行を申し立てることができるものであります。また、町は請求に応じて仮執行宣言を求めておりましたので、前町長から不服の申し立てがあると、その執行の手続きが停止されることもあります。

今後の町の対応としましては、まず前町長が3月13日に判決に納得できないとしまして控訴状を福岡高等裁判所に提出されております。また、控訴状提出後50日以内に控訴理

由書を福岡高等裁判所に提出されるものと思います。町は今後の対応としまして、4月議会、今議会におきまして応訴費用を予算化しまして、可決後、直ちに弁護士と委任契約を締結したいと考えております。

その後、町へ福岡高等裁判所より第1回の口頭弁論の呼出状、並びに答弁書の催告状が到着しますので、それを受けまして、答弁書の作成及び福岡高裁への出頭になると考えております。また、今回の判決につきまして、第3項にありましてとおりの仮執行になります。が、町は現在この仮執行について金融機関に預金調査は実施しております。

○5番（福永 啓君） 今、御説明がありました、それです、町の主張は認められて、主文に関しては町が求めたとおりの主文が出ました。ただ、裁判中に町はいろんな主張をされていたと思います。こういう違法性がありますよ。だからお金を返してください。こういうところが悪かったですよ。だから、お金を返してください。向こうもいろんな主張をされたと思います。

一般的に、裁判の中で、例えば主文は求めたとおりではあるけれど、町の主張が全く全部認められていない場合、もしくは相手の主張が一部容認された場合に対しては、高等裁判所の場合におきまして、附帯控訴というのをして、主文は一緒ですけど、ここは町より向こうのが認められていますよと、ここも認めてくださいみたいなことを言うのです、大抵は。そうしますと、今回、附帯控訴をしないということで応訴ということですね。そうしますと、若干ですと、向こうの、もちろん主文は100%求めたものが出ているわけなのですが、主張においても前町長側の主張が100%退けられ、町の主張がほぼ100%認められたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の判決では、町の意見が全面的に認められましたので、附帯控訴等はいたしません。もう全面的に100%認められたという判決が出ております。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 1つ、やはり進め方なのですけれども、非常に時間を要しているのですよ。だから、例えば福永議員が再三にわたって、主文が出た背景を、いわゆる違法性をとにかく尋ねたわけです。そのあたりを、これはやはり整理しておくことは大事だと思いますよ。それと、私たちもこんなに大事なことを口頭で聞くよりも、ペーパーで出してもらおうと、全部を出してくれということではなくて、今みたいな形でいいですよ。それ

をやはり私たちは、すべてを私は申し上げているけれども、やはり難しい内容ですよ。ただ、口頭で説明するのはやはり十分ではないと思います。だから、どのみち、それは文書で出せないことはないと思います。議事録も公開ですから。そしたらもっと時間を節約できると思います。ぜひ、よろしいですか。そのまとめたものを出してください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、この判決文はもう町に届いておりますので、その判決文をわかりやすくまとめたものを議会の皆様にも配布したいと考えております。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１号、「平成31年度御船町一般会計補正予算（第１号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第９、同意第１号、「御船町監査委員の選任について」の同意を求める件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、同意第１号、「御船町監査委員の選任について」の同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

これで、平成31年度第1回御船町議会定例会4月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。
これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成31年度第1回御船町議会定例会4月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員